

監査実施報告書

令和8年5月14日

学校法人 学びのさと自由が丘学園 御中

公認会計士 實吉孝範

公認会計士 米倉弘之

1. 監査の実施結果

下記のスケジュールで監査を実施いたしました。

期中往査：令和7年7月24日、10月20日

令和8年1月13日、3月30日

現金実査：令和8年3月30日

残高確認：令和8年4月8日発送

期末監査：令和8年5月13日～14日

監査報告書提出日：令和8年5月25日予定

書類提出：令和8年6月26日（学事課へ計算書類等提出）予定

2. 検出事項

重要でない細かな修正が必要な事項はありましたが、すべて修正いただいております。

3. 確認事項

① 賞与引当金の計上について

学校法人会計基準の改正に伴い、今期より賞与引当金の計上が必要となりました。金額の算定方法について、その根拠となる資料を閲覧し、金額及び会計処理の妥当性を確認いたしました。その結果、金額の計算方法及び会計処理について、適切に処理されていることを確認いたしました。

② セグメント情報の開示について

学校法人会計基準の改正と令和8年度からの中学校開設に伴い、セグメント情報の注記について、その記載の必要性について検討する必要があります。令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」によると、

セグメント情報については、各学校法人の業務内容等に応じて適切にセグメントを設定し表示すること。ただし、以下のセグメントについては、全ての学校法人において共通に設定すること。

- ① 大学
- ② 短期大学
- ③ 高等専門学校
- ④ ①から③以外の学校、専修学校及び各種学校
- ⑤ 病院
- ⑥ その他

となっており、小学校・中学校は同セグメントとなるようです。また、セグメントが1つの場合はセグメント情報の注記は省略できるということです。本注記は不要と判断いたします。

③ 特定資産、引当金の設定について

中期経営計画によると、中学校の本校舎を継続使用する場合、または中学校校舎を使用しない場合のいずれにおいても、中学生を収容するためには、大規模な改装工事が必要となる見込みとのことです。

これらの施設改修では、多額の資金支出が短期間に集中する可能性があります。そのため、改修実施年度における資金繰りへの影響を平準化し、他の教育活動への影響を回避する観点からも、将来支出に備えた計画的な資金留保が重要と考えられます。

また、学校施設は現在の児童・生徒のみならず将来世代にわたり利用されるものであることから、将来の改修負担を特定年度に集中させるのではなく、毎年度一定額を計画的に積み立てることにより、世代間の負担公平性を確保していくことも重要と考えられます。

したがって、将来の改修時に一時的な多額の支出が発生しないよう、長期的な施設改修計画および資金収支見通しを踏まえ、毎年度一定額を特定資産として積み立てることにより、安定的な学校運営および財務基盤の維持を図っていく必要があります。

令和8年3月末現在の現金預金残高は119,861千円ですが、この中から別枠として、使途を明確化した上で、「施設拡充特定資産」等の名目で計画的に積み立てていくことが望ましいと考えます。

④ 関連当事者との取引について

学校法人と他の法人（特に関係法人）との間に継続的な取引関係や人的関係が存在する場合には、学校法人として、当該法人の運営状況等を適切に把握し、取引妥当性および与信管理を含めた信用リスク管理を行うことが重要と考えられます。

特に、NPO 法人まおい学びのさとについては、両法人間において理事兼任等の関係性が認められることから、当学校法人にとって関連当事者に該当するものと考えられ、一般の取引先以上に、財務状況の適時性及び適切性、取引の妥当性、意思決定過程の透明性および適切な牽制機能の確保が求められます。

また、継続的な経費負担、人的支援その他の取引関係が存在する場合には、取引先として必要な財務情報や運営状況を継続的に確認できる体制を整備するとともに、学校法人として適切な意思決定が行われることが望まれます。

さらに、外部からは両法人が実質的一体運営と受け取られる可能性もあることから、学校法人としての独立性および意思決定過程の透明性をより明確にしていく必要があります。

そのため、今後は、当該 NPO 法人との役割分担、取引内容、承認手続、管理体制等について整理を進めるとともに、必要に応じて契約関係や会計管理体制の明確化を図り、学校法人としてのガバナンスおよび内部統制の一層の強化に努めていくことが望まれます。

4. 以降の手続きについて

- ・理事・監事と学校法人との間の取引の有無について、調査表に記載いただきます。
- ・理事者確認書にご署名いただきます（監査報告書の提出と同時）。

以 上

監査報告書

2026年6月5日

学校法人学びのさと自由が丘学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 松本 郁夫

監事 小塚 雅志

監事 木村 優宏

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人学びのさと自由が丘学園寄附行為第16条の規定に基づき、2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査をいたしました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

理事会及びその他の会議に出席して意見を述べたほか、現場の業務を視察し、理事及び職員から業務の報告を聴取した。また、関係書類の閲覧等、必要と認められる監査手続を実施して業務執行の妥当性を検討した。

さらに、会計監査人と連携を図り、月例監査に同席して説明を聴取し、帳簿並びに計算書類等について確認を行った。あわせて監事会を開催し、情報の共有及び意見交換に努めた。

2 監査の結果

学校法人の業務に関する決定及び執行、並びに理事の業務執行は概ね適正であり、計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。備え付け書類についても重大な不備は認められなかった。また、学校法人の業務、財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為、または法令や寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

尚、監査意見については、別紙に記載する。

以上